

# 規約（案）について

平成13年7月26日

# 九頭竜川流域委員会準備会議規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「九頭竜川流域委員会準備会議」(以下「準備会議」という。)という。

(目的)

第2条 準備会議は、国土交通省近畿地方整備局長(以下、「局長」という。)及び福井県知事(以下、「知事」という。)の共同による諮問を受け、流域委員会のあり方について審議を行い、提言を行うものとする。

(設置)

第3条 準備会議は、局長及び知事が設置する。

(役割)

第4条 準備会議は、流域委員会の設置にあたり、流域委員会のメンバーの選定を行う。  
またその公開方法及び運営方針について局長及び知事に提言を行う。

(組織等)

第5条 準備会議の委員は別表のとおりとし、局長及び知事が委嘱する。  
2. 委員の任期は1年とする。ただし、答申が任期中に行われた場合においてはその時点をもって任期を終了とする。

(情報公開)

第6条 準備会議の議事内容及び準備会議資料の公開方法については、準備会議でこれを定める。

(会議)

第7条 準備会議には、議長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。  
2. 議長は会務を総括し、準備会議を代表する。  
3. 議長は準備会議を召集する。  
4. 準備会議はその運営に関し、運営方針を定める。

(庶務)

第8条 準備会議の庶務は、国土交通省近畿地方整備局福井工事事務所調査第一課及び福井県土木部河川課が行うものとし、準備会議の指示により、以下に示す庶務をとり行う。  
・会議資料の作成  
・議事録の作成  
・会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成 等

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成13年7月26日から施行する。

## 九頭竜川流域委員会準備会議

## 委員名簿

氏名	専門	役職名	備考
いけぶち しゅういち 池淵 周一	水文学・水資源工 学	京都大学防災研究所付 属水資源研究センター長	
かわかみ けんせい 川上 賢正	法律	福井弁護士会会長	
こじま しんぺい 児嶋 眞平	有機合成化学	福井大学学長	
もりした いくこ 森下 郁子	淡水生物	(社)淡水生物研究所所長	

(50音順、敬称略)